諮問番号：平成２８年度諮問第４号

答申番号：平成２８年度答申第４号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年３月１２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）　審査請求人は、平成２８年２月に満７０歳になったため、同年４月から年齢区分に基づく生活扶助基準額が変更された。なぜ７０歳以上になると減額されるのかわからないので、元に戻してほしい。

（２）　入居するケアハイツに家賃、光熱費、管理費、食費を支払った残額が、月額６,０００円となり、やりくりできない。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）　本件は、法第８条第1項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣が定める「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）における年齢別、地域別等に区分した基準生活費に則り、平成２８年４月から、年齢区分による生活扶助費の変更及び冬季加算の削除に伴う本件処分を行ったものである。

（２）　この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている。（最高裁判決昭和４２年５月２４日　昭和３９年（行ツ）第１４号）

したがって、請求人が処分庁に本件処分について説明を求めたことに対し、処分庁からの説明が遅かった感は否めないものの、本件処分は法令及び法令に基づく保護基準に基づいてなされた処分に過ぎないことから、本件処分に違法不当な点はない。

（３）　また、請求人は、ケアハイツへの支払い後の残額６，０００円ではやりくりできないと主張するが、保護基準及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第７に定める最低生活費の認定により、被保護者は経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるとされていることから、請求人の主張は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２８年９月２９日　　諮問の受付

　平成２８年１０月３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月２１日

口頭意見陳述申立期限：１０月７日

　平成２８年１０月１７日　第１回審議

　平成２８年１１月７日　　第２回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

　本件処分は、法並びに法第８条第１項及び第２項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準に基づき行われたものであり、これに違法又は不当な点は認められない。

**第６ 付言**

　なお付言すると、本件処分は、審査請求人の生活状況の変化を理由とするものではなく、年齢区分による生活扶助費の変更及び冬季加算の削除に伴うものであることから、処分庁は審査請求人に保護費の変更について丁寧に説明することが求められる。また、審査請求人は、ケアハイツに家賃その他諸費用を支払った残額ではやりくりできないと主張している。処分庁は、審査請求人のこうした主張を踏まえ、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、変更後の保護費による生計など生活状況全般に関して審査請求人に具体的に助言する等のより積極的な支援を行うことが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子